

(様式3)

公立病院改革プラン

団 体 名	京丹後市							
プ ラ ン の 名 称	京丹後市立弥栄病院改革プラン							
策 定 日	平成 21 年 3月 2日							
対 象 期 間	平成 20 年度 ～ 平成 23年度							
病院の現状	病 院 名	京丹後市立弥栄病院						
	所 在 地	京都府京丹後市弥栄町溝谷3452番地の1						
	病 床 数	248床(一般病床200床、医療療養病床48床)						
	診 療 科 目	内科、外科、整形外科、眼科、産婦人科、小児科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、消化器科、循環器科、神経内科、リハビリテーション科、放射線科、皮膚科、呼吸器科、麻酔科						
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		<p>①地域の中核的医療機関として、又、公的医療機関として人工腎臓透析、産婦人科、小児科、救急医療、訪問看護・訪問リハビリ・へき地診療所への医師派遣事業等の政策的医療の提供。</p> <p>②人口の高齢化に対応して、生活習慣病の予防検診を含む地域に必須の基礎的医療の提供。</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		<p>○病院の建設改良に要する経費の1/2</p> <p>○病院事業債元利償還の2/3(平成14年度以前分)ないし1/2(平成15年度以降分)の繰入</p> <p>○救急医療の確保に要する経費(救急受け入れ体制に伴う医師・看護師等手当等経費)</p> <p>○保健衛生行政事務に要する経費(保健衛生のための手当等 1/2)</p> <p>○医師及び看護師等の研究研修に要する経費(医師・看護師研究研修費 1/2)</p> <p>○病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費</p> <p>○地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費</p> <p>○地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費</p> <p>○リハビリに要する経費(リハビリテーションに伴う給与費 収入を除いた額)</p> <p>○小児医療に要する経費(小児科医師・看護師手当等 収入を除いた額)</p> <p>○高度医療に要する経費(高度医療に要した経費 1/3)</p> <p>○院内保育に要する経費(収入をもって充てることのできない経費)</p>						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率		94.9	94.2	98.6	101.1	102.1	
	職員給与費比率		61.8	62.2	59.0	56.3	54.7	
	病床利用率		56.3	58.9	80.0	81.5	83.0	21年度から200床
上記目標数値設定の考え方		平成21年度から、一般病床152床、療養病床48床、計200床の前提で計画(経常黒字化の目標年度:23年度)						

				団体名 (病院名)	京丹後市立弥栄病院		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
1日平均患者数		139.7/380.8	146.0/367.1	160.0/378.1	163.0/387.1	166.0/392.1	入院/外来
平均在院日数		15.8/150.9	15.0/150.0	15.0/150.0	15.0/150.0	15.0/150.0	一般/療養
救急患者取扱件数		5,340	5,000	5,100	5,200	5,300	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	<ul style="list-style-type: none"> ①各部署別の収支を明確にし、部署別の目標を立てるとともに収支の検証を図る。 ②診療機器購入の際は、費用対効果を十分に検討する。 ③病院運営にかかる決定権の現場委譲。 ④QCサークル活動により作業手順の効率化を図り、円滑な運営に資する。 				
		事業規模・形態の見直し	①弥栄病院は届出病床数を見直し、一般病床48床を減ずる。見直し後の病床数(一般病床152床、療養病床48床)				
		経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ①給料表改定による給与費増の抑制 ②薬剤、診療材料について市立久美浜病院と共同購入することにより、安価購入を図る。 ③全職場で診療材料をはじめとした物品管理のありかたを見直し、薬剤、診療材料の使用品目の集約、在庫の適正化による不良在庫の減少を図る。 ④市内の他医療機関で対応可能な診療科目は見直し、経費の抑制を図る。 ⑤ジェネリック医薬品の使用をさらに増やし、経費の削減を図る。 				
		収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ①病床利用率について、一般病床は80%、療養病床は90%を目標とし、病床コントロールを徹底する。 ②X線、臨床検査、内視鏡、超音波等の機器を更新整備し、収入の増加を図る。 ③診療報酬請求の遺漏を防止し、適正請求を図る。 				
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ①スタッフの資質向上を図り、患者サービスの充実を図ることにより、収益増加を目指す。 ②医師確保・定着のための処遇改善、学会参加・研修機会の保証、奨学金制度の整備運用、院内保育所の充実。 				
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	58.23%	18年度	48.10%	19年度	56.30%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	上記の病床利用率は、医師、看護師不足により休床している48床を含んだ数値である。実稼働の病床で計算すると一般病床で平成17年度から、76.8%、63.4%、70.0%となる。このため、届出病床を実態に合わせて減ずるもの。					

団体名 (病院名)	京丹後市立弥栄病院
--------------	-----------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	京都府立与謝の海病院(295床)・京丹後市立弥栄病院(248床)・京丹後市立久美浜病院(170床) ※与謝の海病院と弥栄病院(病院間の距離約16km) ※弥栄病院と久美浜病院(病院間の距離約26km) ※与謝の海病院と久美浜病院(病院間の距離約33km)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	・丹後地域保健医療協議会において、地域の特性に応じた医療連携体制の構築等について検討を行なう。平成19年度は4疾患5事業を中心に医療連携のあり方を協議し、平成20年度は基準病床数を見直すとともに、地域連携の具体的方策を協議する。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要	<時期> ・丹後地域保健医療協議会における地域連携の具体的方策の協議(平成20年度～)	<内容> ・二次医療圏における医療連携体制の構築を図る。 ・京丹後市には、2つの市立病院が存在するが、それぞれの地域で特色ある医療を展開し、地域別患者分布についても重複が少ないため、当面、医療機関としては双方とも存続する形態とする。ただし、2つの病院の機能分担、連携体制の強化を図るため、①2つの病院を統括する体制について検討する。②2つの市立病院間における情報の共有化を図るためのシステム構築を急ぐとともに、二次医療圏内の他の医療機関との情報の共有化についても、検討を開始する。 ③市立病院間での医師相互派遣や看護師等の人事交流を進める。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所には☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所には☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	
	経営形態見直し計画の概要	<時期> ・概ね2年を経過した時点で目標の達成状況を判断する。	<内容> ・当面、地方公営企業法一部適用(財務)のまま、徹底した経営の効率化を行う。ただし、経営形態のあり方については引き続き検討を行い、平成23年の数値目標である資金収支の均衡が困難と認められる場合は、経営形態の見直し(公営企業法全部適用、地方独立行政法人、指定管理者制度等)を含むプランの全面改定を行う。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制	・有識者、地域住民、当該病院の医師・看護師等に参加を求めて、点検・評価するための新たな委員会等を設置する。	
	点検・評価の時期	・毎年9月頃	
その他特記事項			

(別紙1)

団体名 (病院名)	京丹後市立弥栄病院
--------------	-----------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医業収益 a	2,476	2,886	2,919	3,094	3,187	3,280
	(1) 料金収入	2,250	2,612	2,631	2,780	2,868	2,956
	(2) その他	226	274	288	314	319	324
	うち他会計負担金	115	139	150	169	169	169
	2. 医業外収益	186	148	151	173	171	169
	(1) 他会計負担金・補助金	123	121	128	150	148	146
	(2) 国(県)補助金	24	12	9	9	9	9
	(3) その他	39	15	14	14	14	14
	経常収益(A)	2,662	3,034	3,070	3,267	3,358	3,449
	入	1. 医業費用 b	3,014	3,078	3,157	3,207	3,220
(1) 職員給与費 c		1,684	1,783	1,815	1,824	1,794	1,795
(2) 材料費		790	815	853	898	925	955
(3) 経費		410	354	362	370	378	401
(4) 減価償却費		122	117	118	106	114	119
(5) その他		8	9	9	9	9	9
2. 医業外費用		118	118	101	106	103	99
(1) 支払利息		61	55	42	46	43	39
(2) その他		57	63	59	60	60	60
経常費用(B)		3,132	3,196	3,258	3,313	3,323	3,378
経常損益(A)-(B)(C)		△ 470	△ 162	△ 188	△ 46	35	71
特別損益	1. 特別利益(D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特別損失(E)	3	0	0	0	0	0
	特別損益(D)-(E)(F)	△ 3	0	0	0	0	0
純損益(C)+(F)		△ 473	△ 162	△ 188	△ 46	35	71
累積欠損金(G)		1,825	1,987	2,175	2,221	2,186	2,115
不良債務	流動資産(ア)	533	628	628	628	628	628
	流動負債(イ)	1,163	1,362	776	899	923	909
	うち一時借入金	920	1,200	663	787	811	797
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0
差引 不良債務(オ)	{(イ)-(エ)}-{(ア)-(ウ)}	630	734	148	271	295	281
単年度資金不足額(※)		430	104	148	123	24	△ 14
経常収支比率— $\frac{(A)}{(B)}$ —×100		85.0	94.9	94.2	98.6	101.1	102.1
不良債務比率— $\frac{(オ)}{a}$ —×100		25.4	25.4	5.1	8.8	9.3	8.6
医業収支比率— $\frac{a}{b}$ —×100		82.1	93.8	92.5	96.5	99.0	100.0
職員給与費対医業収益比率— $\frac{(c)}{(a)}$ —×100		68.0	61.8	62.2	59.0	56.3	54.7
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額(H)		630	734	882	901	820	701
地方財政法上の資金不足の割合— $\frac{(H)}{a}$ —×100		25.4	25.4	30.2	29.1	25.7	21.4
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率		25.4	25.4	5.1	8.8	9.3	8.6
病床利用率		54.9	56.3	58.9	80.0	81.5	83.0

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	0	130	734	37	37	37	
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	
	3. 他会計負担金	130	101	107	108	99	101	
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	
	6. 国(県)補助金	62	6	3	3	0	3	
	7. その他	3	0	0	0	0	0	
	収入計 (a)	195	237	844	148	136	141	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	
	純計(a)-{(b)+(c)} (A)	195	237	844	148	136	141	
	支 出	1. 建設改良費	123	26	41	80	80	80
		2. 企業債償還金	155	273	147	252	234	238
		3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
4. その他		0	0	0	0	0	0	
支出計 (B)		278	299	188	332	314	318	
差引不足額 (B)-(A) (C)		83	62	△ 656	184	178	177	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	0	0	0	62	151	192	
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	70	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	0	0	0	0	0	0	
計 (D)		0	0	0	132	151	192	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		83	62	△ 656	52	27	△ 15	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)		0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)		83	62	△ 656	52	27	△ 15	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	() 237,526	() 259,780	() 277,800	() 319,600	() 317,500	() 315,200
資本的収支	() 130,474	(800) 101,020	() 107,200	() 108,500	() 99,500	() 101,300
合計	() 368,000	(800) 360,800	() 385,000	() 428,100	() 417,000	() 416,500

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

(様式3)

公立病院改革プラン

団 体 名		京丹後市					
プ ラ ン の 名 称		京丹後市立病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 2日					
対 象 期 間		平成 20年度 ～ 平成 23年度					
病院の現状	病 院 名	※ 病院ごとに記載					
	所 在 地						
	病 床 数						
	診 療 科 目						
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		①山間へき地などにおける基本的医療の提供②救急・小児科・産婦人科など政策的医療の提供③民間病院、診療所、介護施設等と連携しつつ、それぞれの病院が地域医療の重要な担い手としての役割を果たす。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		○今後は国の定める繰出基準に基づき繰入れる。ただし、病院機能の充実のための投資がどうしても必要な場合は一般会計からの出資も検討する。また、病院事業の長期的な経営の安定を目的とした基金の創設についても検討する。 (※詳細は病院ごとに記載)					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	95.0	94.4	97.7	100.4	101.8	
	職員給与費比率	62.0	62.4	60.2	58.4	56.9	
上記目標数値設定の考え方		(経常黒字化の目標年度:23年度)					

				団体名 (病院名)	京丹後市病院事業		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
		※ 病院ごとに記載					
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	(病院ごとに記載)				
	事業規模・形態の見直し	(病院ごとに記載)					
	経費削減・抑制対策	(病院ごとに記載)					
	収入増加・確保対策	(病院ごとに記載)					
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の処遇改善のため、各種手当での改善の実施。 ・医師の養成と就業促進を図るため「京丹後市医療確保奨学金制度」を創設。 ・高齢者の生きがいと健康長寿を目指す取り組みを市の福祉部門と協力し推進する。 ・病院ボランティア事業を推進し、地域の皆さんが、さまざまなかたちで病院の運営にかかわっていただくことで、患者さんの心が和み、便利になるなど温かい医療環境と地域に開かれた病院づくりを目指す。 ・医療スタッフの人材確保を図るため、医療機器等の整備を積極的に進める。 					
	各年度の収支計画	別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	(病院ごとに記載)					
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	本改革プランにおいて、弥栄病院は届出病床数を見直し一般病床48床を減じる。					

団体名 (病院名)	京丹後市病院事業
--------------	----------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	京都府立与謝の海病院(295床)・京丹後市立弥栄病院(248床)・京丹後市立久美浜病院(170床) ※与謝の海病院と弥栄病院(病院間の距離約16km) ※弥栄病院と久美浜病院(病院間の距離約26km) ※与謝の海病院と久美浜病院(病院間の距離約33km)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	・丹後地域保健医療協議会において、地域の特性に応じた医療連携体制の構築等について検討を行なう。平成19年度は4疾患5事業を中心に医療連携のあり方を協議し、平成20年度は基準病床数を見直すとともに、地域連携の具体的方策を協議する。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要	<時期> ・丹後地域保健医療協議会における地域連携の具体的方策の協議(平成20年度～)	<内容> ・二次医療圏における医療連携体制の構築を図る。 ・京丹後市には、2つの市立病院が存在するが、それぞれの地域で特色ある医療を展開し、地域別患者分布についても重複が少ないため、当面、医療機関としては双方とも存続する形態とする。ただし、2つの病院の機能分担、連携体制の強化を図るため、①2つの病院を統括する体制について検討する。②2つの市立病院間における情報の共有化を図るためのシステム構築を急ぐとともに、二次医療圏内の他の医療機関との情報の共有化についても、検討を開始する。 ③市立病院間での医師相互派遣や看護師等の人事交流を進める。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	
	経営形態見直し計画の概要	<時期> ・概ね2年を経過した時点で目標の達成状況により判断する。	<内容> ・当面、地方公営企業法一部適用(財務)のまま、徹底した経営の効率化を行う。ただし、経営形態のあり方については引き続き検討を行い、平成23年の数値目標である資金収支の均衡が困難と認められる場合は、経営形態の見直し(公営企業法全部適用、地方独立行政法人、指定管理者制度等)を含むプランの全面改定を行う。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制	・有識者、地域住民、当該病院の医師・看護師等に参加を求めて、点検・評価するための新たな委員会等を設置する。	
	点検・評価の時期	・毎年9月頃	
その他特記事項		今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、更なる費用の削減、繰入金増額等により、別紙1の「単年度資金不足(※)」の水準(累積ベースの資金不足(別紙1の(H)の額)解消後(平成27年度以降)は、新たな単年度資金不足を発生させないこと)の達成を図ることとする。	

(別紙1)

団体名 (病院名)	京丹後市病院事業
--------------	----------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医業収益 a	4,286	4,832	4,888	5,083	5,193	5,324
	(1) 料金収入	3,924	4,388	4,430	4,588	4,693	4,819
	(2) その他	362	444	458	495	500	505
	うち他会計負担金	206	255	265	295	295	295
	2. 医業外収益	311	306	325	359	363	367
	(1) 他会計負担金・補助金	229	256	282	316	320	324
	(2) 国(県)補助金	35	25	19	19	19	19
	(3) その他	47	25	24	24	24	24
	経常収益(A)	4,597	5,138	5,213	5,442	5,556	5,691
	入	1. 医業費用 b	5,026	5,159	5,292	5,338	5,312
(1) 職員給与費 c		2,852	2,995	3,051	3,061	3,031	3,032
(2) 材料費		1,118	1,139	1,193	1,238	1,267	1,304
(3) 経費		768	746	770	777	787	817
(4) 減価償却費		272	261	259	243	208	209
(5) その他		16	18	19	19	19	19
2. 医業外費用		252	250	228	234	220	212
(1) 支払利息		152	142	124	131	117	109
(2) その他		100	108	104	103	103	103
経常費用(B)		5,278	5,409	5,520	5,572	5,532	5,593
経常損益(A)-(B)(C)		△ 681	△ 271	△ 307	△ 130	24	98
特別損益	1. 特別利益(D)	0	5	0	0	0	0
	2. 特別損失(E)	3	0	0	0	0	0
	特別損益(D)-(E)(F)	△ 3	5	0	0	0	0
純損益(C)+(F)		△ 684	△ 266	△ 307	△ 130	24	98
累積欠損金(G)		3,979	4,244	4,551	4,681	4,657	4,559
不良債務	流動資産(ア)	942	1,082	1,078	1,078	1,078	1,078
	流動負債(イ)	1,885	2,153	1,274	1,410	1,426	1,383
	うち一時借入金	1,520	1,900	1,083	1,226	1,248	1,211
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0
差引 不良債務(オ)	{(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}	943	1,071	196	332	348	305
単年度資金不足額(※)		501	128	196	136	16	△ 43
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		87.1	95.0	94.4	97.7	100.4	101.8
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		22.0	22.2	4.0	6.5	6.7	5.7
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$		85.3	93.7	92.4	95.2	97.8	98.9
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		66.5	62.0	62.4	60.2	58.4	56.9
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額(H)		943	1,071	1,267	1,251	1,113	917
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		22.0	22.2	25.9	24.6	21.4	17.2
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率		22.0	22.2	4.0	6.5	6.7	5.7
病床利用率							

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	0	226	1,071	87	87	87
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	270	215	203	226	219	187
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	62	9	6	6	0	6
	7. その他	4	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	336	450	1,280	319	306	280
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0
純計(a)-{(b)+(c)} (A)	336	450	1,280	319	306	280	
支 出	1. 建設改良費	124	59	61	130	130	130
	2. 企業債償還金	313	523	304	445	435	421
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
	支出計 (B)	437	582	365	575	565	551
差引不足額 (B)-(A) (C)		101	132	△ 915	256	259	271
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	0	48	30	121	240	315
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	70	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
計 (D)	0	48	30	191	240	315	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		101	84	△ 945	65	19	△ 44
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)		0	0	0	0	0	0
実質財源不足額 (E)-(F)		101	84	△ 945	65	19	△ 44

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	() 434,276	() 510,521	() 546,800	() 611,600	() 615,500	() 619,200
資本的収支	(37,728) 270,724	(800) 215,279	() 203,200	() 226,500	() 219,500	() 187,300
合計	(37,728) 705,000	(800) 725,800	() 750,000	() 838,100	() 835,000	() 806,500

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。